

茨城工業高等専門学校廃水管理規則

〔平成7年11月30日
制 定〕

(目的)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)からの廃水により、公共下水道が汚濁することを防止するため、本校における廃水の管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「公共下水道」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道をいう。

2 この規則において「排水基準」とは、下水道法第12条第2項の規定により定められた基準をいう。

(管理の方針)

第3条 廃水の管理は、安全衛生委員会の審議した方針に基づき行うものとする。

(廃水管理者)

第4条 本校に廃水管理者(以下「管理者」という。)を置き、総務課長をもってあてる。

2 管理者は、本校から公共下水道へ排出される廃水が、排水基準に適合するよう次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 廃水の管理
- (2) 除害施設の維持管理
- (3) 排水の水質検査、分析
- (4) 排水者に対する指導教育
- (5) 規制有害物質等を多量に含む廃水の保管処理
- (6) その他必要な事項

3 管理者は、前項に掲げる事項に関し、専門的知識を有する教員、技術職員等の協力を求めることができる。

4 総務課施設管理係は、管理者の命を受け、第2項各号に掲げる業務を行う。

(除害施設)

第5条 除害施設の維持及び管理は別に定める要項により行うものとする。

(水質検査)

第6条 本校から公共下水道へ排出される廃水の検査・分析は、毎月1回行うものとする。

(教職員等の義務)

第7条 本校内において、廃水を排出する者は、廃水が排水基準に適合し、除害施設の機能を阻害しないよう、管理者の講ずる処置に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生活系廃水及び実験系廃水は、それぞれ各系統の管路へ排出するものとし、他系統の管路に排出してはならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず実験用薬品の原液及びその1次洗滌水、2次洗滌水並びに別表第1に定める規制有害物質を含む廃水は、排水管路に排出せず、容器に貯留のうえ実験廃液保管庫に運んで保管しなければならない。
- (3) 前号の規定に該当する廃水は、別表第2に定める分類により分別貯溜しなければならない。
- (4) 前3号により処理することができない場合は、管理者の指示を受け処理するものとする。
- (5) 実験廃液保管庫の取扱いは、別に定める。

(異常時の処置)

第8条 職員は、除害施設、実験廃液保管庫及び排水管路の異常を発見した場合は、直ちに管理者に連絡しなければならない。

2 管理者は、廃水の管理に関し公共下水道が汚濁するおそれがある場合、又は前項の連絡により緊急な処置が必要と認められるときは、直ちに環境保全上必要な処置を講ずるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、廃水の管理について必要な事項は、管理者の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 7 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (除害施設)

規 制 有 害 物 質 名	排 除 基 準 (mg / l)	備 考
PH (水素イオン濃度)	5 ~ 9	
BOD (生物化学的酸素要求量)	600以下	
SS (浮遊物質)	600以下	
ノルマルヘキサン抽出物 鉱油	5以下	
動植物油	30以下	
銅及びその化合物	3以下	
亜鉛及びその化合物	2以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	
クロム及びその化合物	2以下	
フッ素化合物	15以下	
カドミウム及びその化合物	0.1以下	
シアン化合物	1以下	
有機燐化合物	1以下	
鉛及びその化合物	0.1以下	
六価クロム化合物	0.5以下	
砒素及びその化合物	0.1以下	
水銀及びアルキル水銀	0.005以下	
その他の水銀化合物		
アルキル水銀化合物	検 出 さ れ な い こ と	
ポリクロリネイテッドビフェニル (別名 PCB)	0.003以下	
トリクロロエチレン	0.3以下	
テトラクロロエチレン	0.1以下	
ジクロロメタン	0.2以下	
四塩化炭素	0.02以下	
1・2 - ジクロロエタン	0.04以下	
1・1 - ジクロロエチレン	0.2以下	
シス - 1・2 - ジクロロエチレン	0.4以下	
1・1・1 - トリクロロエタン	3以下	
1・1・2 - トリクロロエタン	0.06以下	
1・3 - ジクロロプロペン	0.02以下	
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名 チウラム)	0.06以下	
2 - クロロ - 4・6 - ビス(エチルアミノ) - S - トリアジン(別名 シマジン)	0.03以下	
S - 4 - クロロベンジル = N・N - ジエチルチオカルバマ - ト(別名 チオベンカルブ)	0.2以下	
ベンゼン	0.1以下	
セレン及びその化合物	0.1以下	
フェノール類	5以下	

別表第2 廃水分類表

種 類	法令上の規程	対象物(例)
廃油	引火点70 以上	タービンオイル、グリセリン等
特管廃油	引火点70 以下	ガソリン、メタノール、エタノール、ベンジン等
特管有害廃油	塩素を含む廃油	四塩化炭素、トリクロロエチレン、クロロベンゼン等
特管廃酸	pH2.0以下	塩酸、硫酸、硝酸等
特管アルカリ	pH12.5以上	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等
廃酸	pH2.1～7.0	左記範囲内に含まれる物(写真定着液等)
廃アルカリ	pH7.0～12.4	左記範囲内に含まれる物(写真定着液等)
特定有害含有廃液	Cr(クロム)、Cd(カドミウム)、As(ヒ素)、Pb(鉛)、Se(セレン)及びその化合物を含む	左記の品目が含まれている物すべて対象
特定有害含有廃液・Hg	水銀及びその化合物を含む	左記の品目が含まれている物すべて対象
特定有害含有廃液・CN	シアン及びその化合物を含む	左記の品目が含まれている物すべて対象
重金属・金属含有廃液	上記以外の金属含有廃液	マンガン、鉄、ニッケル、等金属元素が含有している物全て

特管とは、特別管理産業廃棄物の略称